

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寿都町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寿都町長

公表日

平成29年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務			
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、保険者である北海道後期高齢者医療広域連合を介し、被保険者の各種資格に関する届出の受付、被保険者証等の交付及び返還、医療給付に関する申請・届出の受付、保険料に関する届出の受付等を行う。 1、被保険者等の資格の取得・異動に関する事務 2、医療保険の給付等に関する事務 3、保険料の賦課・徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行う。			
③システムの名称	1. 後期高齢者システム 2. 北海道後期高齢者標準システム 3. 収納管理システム 4. 団体内総合宛名システム 5. 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 後期高齢者情報ファイル 2. 収納管理情報ファイル 3. 団体内総合宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一59項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供)17,80,83項 (情報照会)82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 (情報提供)43条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	町民課			
②所属長	町民課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務課 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地	0136-62-2511		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務課 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地	0136-62-2511		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]